

東京都北区エネルギー・食料品等価格高騰支援給付金(こども加算)  
申請書(請求書)

東京都北区  
受付印

東京都北区長 殿

【誓約・同意事項】

下記の全ての誓約・同意事項について確認し、『✓』を入れてください。チェックがない項目がある場合、こども加算は支給されません。

- 東京都北区エネルギー・食料品等価格高騰支援給付金(こども加算)の支給要件(※)に該当します。
- ※ こども加算の支給対象となるためには、下記の要件を全て満たす必要があります。
    - ア 世帯の全員が、令和5年度「住民税非課税」又は「住民税均等割のみ課税」である。
    - イ 住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成された世帯ではない。
    - ウ 世帯の中に、租税条約による免除の適用を届け出ている者はいない。
  - こども加算の支給要件の該当性等を審査等するため、東京都北区が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
  - 公簿等で確認できない場合は、東京都北区の求めに応じて追加で必要書類を提出することに同意します。
  - この申請書は、東京都北区において支給決定をした後は、こども加算の請求書として取り扱います。
  - 東京都北区が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、東京都北区が指定した日までに、申請・請求者に連絡・確認できない場合に、こども加算が支給されないことに同意します。
  - こども加算の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合やこども加算の支給要件に該当しないことが判明した場合には、こども加算を返還します。
  - 私及び他の監護者が、同一児童についてこども加算を受給していないこと及びこども加算の申請をしていないことを宣誓します。万一、こども加算を受給していた場合は、こども加算を直ちに返還します。

※本加算給付は、北区エネルギー・食料品等価格高騰支援給付金(令和5年度住民税非課税世帯又は令和5年度住民税均等割のみ課税世帯への7万円の給付)を受給した世帯のうち、子育て世帯への加算です。

1. 申請・請求者

北区エネルギー・食料品等価格高騰支援給付金(令和5年度住民税非課税世帯又は令和5年度住民税均等割のみ課税世帯への7万円の給付)を受給した方

【誓約・同意事項】に誓約・同意の上、申請します。

記入日	令和	年	月	日
(フリガナ)	生年月日		現住所	
氏名	T・S・H		電話 ( )	
	年	月	日	
令和5年12月1日 時点の住所 (現住所と異なる場合)				

2. 振込口座(原則、申請・請求者名義の口座)

※下記のいずれかの1つのチェック欄(□)にレを入れてください。

- ①北区エネルギー・食料品等価格高騰支援(令和5年度住民税非課税世帯又は令和5年度均等割のみ課税世帯への7万円の給付)の口座への振込を希望します。(下記の【受取口座記入欄】の記載および通帳の写しは不要)
- ②下記の口座への変更を希望します。(上記口座を名義等変更・解約し、振込に支障をきたす場合のみ)  
振込を希望する口座を下欄に記載してください。(通帳等の写しが必要。長期間入出金のない口座を記入しないでください。)

【受取口座記入欄】※誤振込防止のため、②を選択した場合、下欄に記載の上、振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (五桁までお書きください。)	口座名義(フリガナ) ※原則申請者(世帯主等)名義に限ります。 ※通帳の表記に合わせてください。
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		
金融機関コード	支店コード			

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名(漢数字3文字)・預金種目・口座番号(7桁)」「(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。

※長期間入出金のない口座を記入しないでください。

※氏名を変更した場合は、口座名義についても変更した上で申請してください。

(次ページに続きます)

### 3. こども加算対象児童

表A 今回、こども加算の支給を申請する児童について記入してください。

	(フリガナ) 氏名	続柄	生年月日	同居・別居の別	令和5年12月1日時点の住所(別世帯の場合のみ記入)
1			H・R 年 月 日	同居・別居	
2			H・R 年 月 日	同居・別居	<input type="checkbox"/> 同上
3			H・R 年 月 日	同居・別居	<input type="checkbox"/> 同上
4			H・R 年 月 日	同居・別居	<input type="checkbox"/> 同上
5			H・R 年 月 日	同居・別居	<input type="checkbox"/> 同上

○対象となる児童の範囲は、下記のとおりです。

- ア 令和5年12月1日時点で、「申請・請求者」と同一世帯である18歳以下の児童(平成17年4月2日以降に生まれた児童)
  - イ 令和5年12月1日時点で、別世帯だが「申請・請求者」が監護している18歳以下の児童(平成17年4月2日以降に生まれた児童)
  - ウ 「申請・請求者」と同一世帯、もしくは、別世帯だが監護している新生児(令和5年12月2日から令和6年8月31日の間に生まれた児童)
- ※既に東京都北区もしくは他市区町村からこども加算給付の支給決定を受けた児童は対象外です。  
 ※施設入所児童は、住民票の異動の有無にかかわらず、対象外です。  
 ※婚姻している児童は対象外です。

### 4. 申請額・請求額

対象児童数 (表Aの人数)	人	申請額・請求額	円
------------------	---	---------	---

※こども加算の対象児童の人数を記入してください。対象児童の人数は、「3. こども加算対象児童」の表Aに記入した今回支給申請をする人数です。  
 ※申請額・請求額は、対象児童1人当たり一律50,000円となります。(例)対象児童数3人の場合：50,000円 × 3人 = 150,000円

#### 必要書類(申請者全員共通)

- 東京都北区エネルギー・食料品等価格高騰支援給付金(こども加算)申請書(請求書)(本書)  
※必要事項をご記入ください。
- 申請・請求者本人確認書類の写し  
※申請・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写しをご提出ください。
- 受取口座を確認できる書類の写し  
※通帳、キャッシュカードの写しなど、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写しをご提出ください。  
※北区エネルギー・食料品等価格高騰支援(令和5年度住民税非課税世帯又は令和5年度均等割のみ課税世帯への7万円の給付)の口座への振込を希望の場合は不要。

#### 上記に加え、該当する方のみ別途必要な書類

- ①令和5年12月1日時点で、住民票上、別世帯となっている児童のこども加算を申請する場合
  - 別世帯となっている児童の世帯全員の住民票の写し(発行日から3か月以内のもの)
  - 別世帯となっている児童と申請・請求者の関係が分かる戸籍謄本の写し(発行日から3か月以内のもの)
- ②令和5年12月2日以降に東京都北区外に転出し、同日以降に生まれた児童のこども加算を申請する場合
  - 生まれた児童の世帯全員の住民票の写し(発行日から3か月以内のもの)
- ③代理人が申請する(「申請・請求者」以外の口座に振り込みをする)場合
  - 委任状(こども加算用)  
※北区HPでダウンロードの上、必要事項をご記入ください。
  - 『代理人の本人確認書類の写し』  
※代理人の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写しをご提出ください。
  - 『代理人の資格を証明する書類』  
※戸籍謄本、選任決定書、後見登記事項証明書、本人との関係性がわかる書類等をご提出ください。  
(注)代理人の方が北区に住民登録があり、住民票上同一世帯であることが確認できる場合、当該書類は提出は不要です。

※ご提出の前に、【誓約・同意事項】のチェック漏れや添付書類の不備がないかご確認ください。チェック漏れや添付書類の不備がある場合、支給できません。



### 3. こども加算対象児童

表A 今回、こども加算の支給

児童の氏名・性別・申請者から見た続柄・生年月日・同居別居の別を記入してください。

氏名 (フリガナ)	続柄	生年月日	同居・別居の別		令和5年12月1日時点の住所(別世帯の場合のみ記入)
			同居	別居	
キタク イチロウ 北区 一郎	子	H・R 18年 1月 1日	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	神奈川県横浜市神奈川区 〇〇町〇-〇
キタク ジロウ 北区 二郎	子	H・R 6年 1月 1日	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	□ 同上
		H・R 年 月 日	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	□ 同上
		H・R 年 月 日	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	□ 同上
		H・R 年 月 日	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	□ 同上

児童と別世帯となっている場合は、児童の令和5年12月1日時点を入力してください。

○対象となる児童の範囲は、下記のとおりです。

- ア 令和5年12月1日時点で、「申請・請求者」と同一世帯である18歳以下の児童(平成17年4月2日以降に生まれた児童)
  - イ 令和5年12月1日時点で、別世帯だが「申請・請求者」が監護している18歳以下の児童(平成17年4月2日以降に生まれた児童)
  - ウ 「申請・請求者」と同一世帯、もしくは、別世帯だが監護している新生児(令和5年12月2日から令和6年8月31日の間に生まれた児童)
- ※既に東京都北区もしくは他市区町村からこども加算給付の支給決定を受けた児童は対象外です。  
 ※施設入所児童は、住民票の異動  
 ※婚姻している児童は対象外です

児童の人数・申請額(児童数×50,000円)を記入してください。

### 4. 申請額・請求額

対象児童数 (表Aの人数)	2 人	申請額・請求額	100,000円
------------------	-----	---------	----------

※こども加算の対象児童の人数を記入してください。対象児童の人数は、「3. こども加算対象児童」の表Aに記入した今回支給申請をする人数です。  
 ※申請額・請求額は、対象児童1人当たり一律50,000円となります。(例)対象児童数3人の場合：50,000円×3人＝150,000円

必要書類が全て揃っているか確認の上、郵送にてご申請ください。

#### 必要書類(申請者全員共通)

- 東京都北区エネルギー・食料品等価格高騰支援(こども加算)申請書(請求書)(本書)  
※必要事項をご記入ください。
- 申請・請求者本人確認書類の写し  
※申請・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写しをご提出ください。
- 『受取口座を確認できる書類の写し』  
※通帳、キャッシュカードの写しなど、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写しをご提出ください。  
※北区エネルギー・食料品等価格高騰支援(令和5年度住民税非課税世帯又は令和5年度均等割のみ課税世帯への7万円の給付)の口座への振込を希望の場合は不要。

#### 上記に加え、該当する方のみ別途必要な書類

- ①令和5年12月1日時点で、住民票上、別世帯となっている児童のこども加算を申請する場合
  - 別世帯となっている児童の世帯全員の住民票の写し(発行日から3か月以内のもの)
  - 別世帯となっている児童と申請・請求者の関係が分かる戸籍謄本の写し(発行日から3か月以内のもの)
- ②令和5年12月2日以降に東京都北区外に転出し、同日以降に生まれた児童のこども加算を申請する場合
  - 生まれた児童の世帯全員の住民票の写し(発行日から3か月以内のもの)
- ③代理人が申請する(「申請・請求者」以外の口座に振り込みをする)場合
  - 委任状(こども加算用)  
※北区HPでダウンロードの上、必要事項をご記入ください。
  - 『代理人の本人確認書類の写し』  
※代理人の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写しをご提出ください。
  - 『代理人の資格を証明する書類』  
※戸籍謄本、選任決定書、後見登記事項証明書、本人との関係性がわかる書類等をご提出ください。  
(注)代理人の方が北区に住民登録があり、住民票上同一世帯であることが確認できる場合、当該書類は提出は不要です。

※ご提出の前に、【誓約・同意事項】のチェック漏れや添付書類の不備がないかご確認ください。チェック漏れや添付書類の不備がある場合、支給できません。